

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者及び入札参加資格停止期間

業者名	区分	住 所	入札参加資格停止期間
前田道路(株)	工事 物品	東京都品川区大崎 1-11-3	2月間 (平成28年10月26日～ 平成28年12月25日)
東亜道路工業(株)	工事 委託 物品	東京都港区六本木 7-3-7	2月間 (平成28年10月26日～ 平成28年12月25日)
日本道路(株)	工事	東京都港区新橋 1-6-5	1.5月間 (平成28年10月26日～ 平成28年12月10日)
大林道路(株)	工事	東京都千代田区猿楽町 2-8-8	1月間 (平成28年10月26日～ 平成28年11月25日)
世紀東急工業(株)	工事	東京都港区芝公園 2-9-3	1月間 (平成28年10月26日～ 平成28年11月25日)

2 事実概要

公正取引委員会が、東日本高速道路(株)関東支社発注の東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対し、平成28年9月21日付で、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認定したものの。

3 入札参加資格停止措置理由

上記の事実は、射水市入札参加資格停止要領別表第2(12)に該当する。

(期間：当該認定をした日から2月以上18月以内)

上記の者のうち、日本道路(株)、大林道路(株)及び世紀東急工業(株)の3者については、公正取引委員会の課徴金減免制度の適用事業者であるため、射水市入札参加資格停止要領第4条(資格停止の期間の特例)第3項の規定により、日本道路(株)は3月の資格停止期間を2分の1短縮し1.5月、大林道路(株)及び世紀東急工業(株)は2月の資格停止期間を2分の1短縮し1月とする。

課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。